

知事コメント (国地方係争処理委員会への審査申出について)

沖縄防衛局長から申請のあった小型サンゴ類及びショウガサンゴ並びに大型サンゴ類の2件の特別採捕許可申請に関し、令和5年3月29日付けで農林水産大臣から同申請を許可するよう是正の指示を受けたことについて、本日、沖縄県は、是正の指示が不服であるとして、地方自治法第250条の13第1項の規定に基づき、国地方係争処理委員会に審査の申出を行いました。

農林水産大臣の是正の指示では、「県がした埋立変更不承認処分は、国土交通大臣によって違法かつ不当であるとして取り消すとの裁決がなされているうえ、県は同大臣から変更承認するよう指示を受けているから、これに従い、変更承認する義務を負っている」ことや、「県の違法な事務処理の状況等を踏まえると、沖縄防衛局は、埋立変更承認を得て適法に埋立てができる法的地位を付与されてしかるべき状況にある」ことを理由として沖縄防衛局長によるサンゴ類の採捕を許可するよう求めています。

県は埋立変更不承認処分を適法に行っており、埋立変更承認をした事実は一切ないことから、沖縄防衛局は「当初の」埋立承認に基づいて埋立事業をなすうる地位にとどまり、是正の指示でいう「埋立『変更承認』を得て適法に埋立てができる法的地位を付与されてしかるべき状況」にはありません。

また、是正の指示で根拠として挙げている国土交通大臣の裁決は「固有の資格」該当性の判断に誤りがあるだけでなく、権限の濫用によるものであって違法・無効であり、このような裁決と不当に連結させた是正の指示も違法・無効であると言わざるを得ません。

農林水産大臣による是正の指示は、沖縄防衛局が置かれている状況や、前提とする国土交通大臣の裁決の適法性について国の誤った認識に基づいて行われたものであることから、農林水産大臣による是正の指示を受けるいわれは一切なく、したがって、県は、沖縄防

衛局長から出されたサンゴ類の特別採捕許可申請 2 件に対して許可することはできません。

県は、今回の農林水産大臣の是正の指示が不服であることから、中立・公正な第三者の立場にある国地方係争処理委員会に審査の申出を行い、県の正当性を主張してまいります。

県民、そして国民の皆様におかれましては、なお一層の御支援、御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和 5 年 5 月 1 日

沖縄県知事 玉城 デニー